

難病の医療費助成制度について

難病の医療費は「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、難病法とします）」に基づいて助成されます。

・医療費が公費負担の対象となる難病を**指定難病**、指定難病に係る医療費を**特定医療費**といいます。

・臨床調査個人票（医師の診断書）は都道府県もしくは政令指定都市の指定を受けた**指定医**が作成したもののみ有効です。

<助成対象>

・都道府県もしくは政令指定都市の指定する指定医療機関（診療所、病院、薬局、訪問看護事業所等）で受けた、指定難病にかかる医療、介護の費用が対象です。

・対象となる範囲

医療：診察、薬剤、医学的処置、手術、その他の治療、居宅における療養上の管理、その他の看護等

※入院中における食事療養費は原則自己負担

介護：訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリ、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス

※助成対象とならない費用（例）

- ・指定医療機関以外で受けた医療の費用
- ・認定されている指定難病以外の病気やけが等の医療費
- ・公的保険の適応外の医療
- ・めがねやコルセットなどの補装具や車いす等の費用
- ・鍼灸、マッサージ、柔道整復にかかった費用 など

＜特定医療費の自己負担額について＞

- ・指定医療機関で支払う患者負担割合が総医療費の2割になります（もともと1～2割の方はそのままです）。
- ・医療保険における「世帯」の市町村民税（所得割）額により、自己負担上限額が設定されています。

自己負担上限額（月額）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			一般	高額かつ 長期 （※）	人工呼吸 器等 装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 （世帯）	本人年収 ～80.9万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80.9万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税所得割	課税以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割	7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税所得割	25.1万円以上	30,000	20,000	

・複数の医療機関を受診する場合は、各指定医療機関で支払った自己負担合計額に対し、自己負担額に対し、自己負担上限額が適用されます（入院・外来の区別はありません）。1月の自己負担額の合計が、受給者証に記載されている自己負担額を超えた場合は、それ以降の同月内の支払いはなくなります。

・「心身障害者（児）医療費助成券」をお持ちの方は、窓口で患者本人が負担する金額は、「心身障害者（児）医療費助成券」に記載された自己負担額のみとなりますが、難病の受給者証と管理手帳も一緒に医療機関に提示してください。